

バーチャルPPAに関する実務対応報告、公表—ASBJ

去る11月4日、企業会計基準委員会は、第563回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。
前回専門委員会（2025年11月20日号（No.1760）情報ダイジェスト参照）に引き続き、実務対応報告公開草案70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」について、審議が行われ、出席委員全員の賛成で公表議決された（11月11日に実務対応報告47号として公表。 https://www.asbj.jp/jp/practical_solution/y2025/2025-1111.html）。

設置会社においては、（連結）計算書類等に関する確認日後、（連結）個別財務諸表の公表の承認日までに発生した会計基準案で示す修正後発事象の定義に該当する会計事象については、修正後発事象として取り扱わず、開示後発事象に準じて取り扱うとする特例的な取扱いが

提案されている。
事務局は、寄せられたコメントを踏まえ、本プロジェクトにおいて特例的な取扱いを維持することとする対応案を示した。
委員からは、異論は聞かれなかつた。

防衛特別法人税関連

事務局より、次回親委員会（11月18日開催予定）で、法人税等会計基準等の見直しにおいて審議されていて、実務対応報告公開草案「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」の公表議決を行った旨が示された。

会計

のれんの非償却について、利用者から意見聴取—ASBJ・のれん非償却公聴会

去る11月4日、企業会計基準

第559回親委員会（2025年11月1日号（No.1758）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案87号「後発事象に関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントに対応が検討された。

今回、会計監査人設置会社における確認日後に生じた修正

対応が検討された。

今回は、会計監査人設置会社における確認日後に生じた修正

意見を聴取した。
次の利用者が説明を行った。

のれんの非償却

説明者からは、のれんの非償却事象について、利用者から意見を聴取した。

- ・三瓶裕臺氏（アストナソング・アドバイザーコンサルティング・パートナー）
- ・大畠彰雄氏（野村アセットマネジメント株式会社代表取締役）
- ・渡辺博紀氏（株式会社投資情報センター 株式会社コーポレート4部長）

説明者からは、のれんの非償却

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
12月10日(水)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和7年11月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
本年最後の給与支給日の前日まで	② 給与所得の年末調整	
令和8年1月5日(月)まで (12月末日期限は年末・年始につき令和8年1月5日(月)となる)	③ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和7年10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ④ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1ヶ月延長法人(令和7年9月期) 2ヶ月延長法人(令和7年8月期) ⑤ 消費税・地方消費税確定申告(1ヶ月ごと)(10月期) ⑥ 消費税・地方消費税確定申告(3ヶ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑦ 法人の中間申告(半期・4月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑧ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1ヶ月ごと(10月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3ヶ月ごと(1月、4月、7月期)	③～⑧ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑤、⑥ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
12月中の市町村条例で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付	

却の導入について、「賛成。企業価値向上、コーポレート・ガバナンスの観点から、取締役の責任の意識づけが必要。また、投資家が求める会計基準は、保守的ではなく最も可能性が高いベースで考えてほしい」（三瓶氏）、「非償却と償却には、利用デメリットが存在するので、中立」（大畠氏）、「バランスシート分析の観点からは、償却維持が有用な投資情報と考えられる」（渡辺氏）との説明がされた。

償却と非償却の選択制
償却と非償却の選択の是非については、「会計基準が併存しますます複雑化する」（三瓶氏）、「企業間の比較可能性を害する可能性がある」（渡辺氏）と反対する意見が聞かれたほか、「中立。もし日本基準でのれんの処理を選択制とするなら、速報性の高い決算短信において当該選択を明確に記載する必要がある」（大畠氏）との意見もあった。

計上区分の変更

のれん償却費の計上区分の変更については、「支持しない。

更について、「意見は、企業会計基準諮問会議（1月17日開催予定）で報告されるとおりである。

区分の意味が不明瞭になる。ま

た、のれん償却前営業利益およびのれん償却費を表示することも不要」（三瓶氏）、「のれん償却を維持しつつ、比較可能性を確保するために、営業外費用、特損などは、のれん償却前営業利益の区分を設けるなどの工夫で対応可能」（渡辺氏）と説明された。

委員との質疑応答

委員から、「非償却のほうが償却よりも、経営者の責任への意識づけができると考えるのはなぜか」との質問に「定期償却をしていると、よほどのがない限り減損はされず、支払う買収プレミアムへの責任感が希薄になりがち」（三瓶氏）との回答があつた。

また、「償却によりM&Aをしにくくなる側面はあるか」との質問に「償却・非償却との関係は薄い」（大畠氏）との回答があつた。

*

今までの公聴会で聞かれた意見は、企業会計基準諮問会議（1月17日開催予定）で報告さ

会計・監査・開示 ～来し方行く末～ 「CGコード(5)」

上場企業に対する規制等④—1

市川 育義
公認会計士

CGコードは、2015年の適用開始以降、3年ごとに改訂が行われてきたが、直近の2021年以降は改訂されていないため、そろそろではないかといった憶測が飛び交っていた。

そうしたなか、2025年6月2日に開催された第30回「ステューディッシュ・コード及びコードアップ会議」の公表資料「コ

ードアップガバナンス・コードのフオ

ローアップ会議」の公表資料「コ

ードアップガバナンス改革の実践

に向けたアクション・プログラム

2024のフォローアップと今後

の方向性について（案）」のなかで、

CGコードの見直しに関する言及

が認められるとともに、今後の

方向性に関する内容が明らかとなつた。

公表資料においては、5つの

項目が掲げられ、それぞれについ

て今後の方向性が示されている。

今後改訂されるであろうCGコードに反映される主な内容は次のとおりである。

① 稼ぐ力の向上

経営資源の最適な配分の実現

に向けて、人的資本への投資に

する開示の充実（従業員給与等の記載事項の集約、企業戦略と

関連づけた人材戦略、従業員給与等の決定に関する方針、従業員

員給与の平均額の前年比増減率）や、資源配分の検証・説明責任の明確化（現預金を必要以上に積み増していないか（日本企業の現預金比率は、諸外国と比較して高く、継続的な増加傾向にある）を行つ。

② 情報開示の充実・投資家のとの対話促進
有価証券報告書の総会前開示に関する適切な情報提供の取組みが容易となるよう、株主総会資料の書面交付の不要化・電子化を含めた株主総会に係る法制の整理等の推進策について、関係省庁（法務省・経済産業省）との連携を進める。また、有価証券報告書の記載事項の整理（スリム化を含む）を検討する。

なお、CGコードの見直しにあたっては、上場企業の対応コスト、開示負担に配慮し、策定・改訂時から一定期間が経過し、実務への浸透が進んだ箇所等を削除・統合・簡略化するなど、CGコードのスリム化／プリンシブル化も同時に検討する」ととされてい

る。

あわせて、CGコードがプリントルペースかつ「コンプライ・オア・エクスプレイン方式のアプローチを探つている趣旨の再周知に努める」ととされている。

金融庁は2025年10月21日、「第1回コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議（令和7年度）を開催し、

また、大量保有報告制度につ

いて、課徴金の水準引上げを検討する。

政策保有株式を売らせないよ

うに圧力をかけている事例につい

ての対応を検討する。

また、大量保有報告制度につ

いて、課徴金の水準引上げを検討する。

住民税(均等割)の適用初年度の経過措置に関する再提案等、検討

— A S B J 、税効果会計専門委員会 —

去る11月12日、企業会計基準委員会は、第98回税効果会計専門委員会を開催した。第97回専門委員会（2025年11月10日）号（No.1759）情報ダイジェスト参照）等に引き続き、法人税等会計基準の見直しについて検討が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

住民税(均等割)の適用初年度の経過措置

前回、見直し後の基準の文案のなかで、法人税等会計基準の適用時期および経過措置に関する定めの文案を次のように示した。

最終基準を公表した日から1年程度経過した年の4月1日以後に開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する。

前記の文案では、特段の経過措置を設けていないため、見直し後の基準の適用初年度において、これまでの表示方法と異なる場合、企業会計基準24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」14項の定めに従い、原則と

して表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行うことを求めることとなる。

これに対し、専門委員からは、住民税(均等割)の適用初年度の表示に関して、過去の財務諸表の組替えを求めるか否かについて、引き続き検討を要望する意見が複数聞かれた。

そのため、次の3つの案が示され、事務局は案2を提案した。

そのため、次に3つの案が示され、事務局は案2を提案した。

そのため、次に3つの案が示され、事務局は案2を提案した。

表の組替えを求めるか否かについて、引き続き検討を要望する意見が複数聞かれた。

そのため、次に3つの案が示され、事務局は案2を提案した。

うに読めてしまうので、『行わないことができる』という記載のほうが容認規定ということがわかりやすいのでは」との声も聞かれた。

実務対応報告公開草案「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の文案

前回示された文案に、グループ通算制度を適用する場合の表示および注記事項に関する、新たに文案が追加された。

すなわち、グループ通算制度を適用する場合の連結財務諸表において、防衛特別法人税に係る繰延税金資産および繰延税金負債に関する表示については地方法人税に係る繰延税金資産および繰延税金負債と同様に行うものとして、また、防衛特別法人税に係る税効果会計に関する注記については地方法人税と同様に行うものとして、それぞれ実務対応報告42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の定めに従うこととした。

専門委員からは、異論は聞かれなかった。

専門委員からは、事務局提案に賛意の声が多く聞かれた。ま

た、「行うことを要しない」と

の表現は組替えしないというよ

り、防衛特別法人税に関する実務対応報告の公開草案については、次回の親委員会（11月18日）で公表議決する予定。

経理用語の豆知識

契約資産、契約負債および契約から生じた債権

「契約資産」とは、企業が顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利をいう。「契約負債」とは、財またはサービスを顧客に移転する企業の義務に対して、企業が顧客から対価を受け取ったものまたは対価を受け取る期限が到来しているものをいう。「顧客との契約から生じた債権」とは、企業が顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利のうち無条件のもの（対価に対する法的な請求権）をいう。

顧客から対価を受け取る前または対価を受け取る期限が到来する前に、財またはサービスを顧客に移転した場合は、収益を認識し、契約資産または顧客との契約から生じた債権を貸借対照表に計上する。財またはサービスを顧客に移転する前に顧客から対価を受け取る場合、顧客から対価を受け取った時または対価を受け取る期限が到来した時のいずれか早い時点で、契約負債を貸借対照表に計上する。

取締役報酬等として株式を無償交付する取引

取締役の報酬等として株式を無償交付する取引（会社法202条の2に基づいて取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする取引）には、事前交付型と事後交付型がある。事前交付型とは、対象勤務期間の開始後速やかに、契約上の譲渡制限が付された株式の発行等が行われ、権利確定条件が達成された場合には譲渡制限が解除されるが、達成されない場合には企業が無償で株式を交付する取引をいう。事後交付型とは、契約上、株式の発行等について権利確定条件が付されており、権利確定条件が達成された場合に株式の発行等が行われる取引をいう。

事前交付型において、新株を発行し、これに応じて企業が取締役等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上する。自己株式を処分する場合は、自己株式の帳簿価額を減額するとともに、同額のその他資本剰余金を減額する。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年11月5日	提案書「英文開示の実務対応」	全株懇	東証プライム市場上場企業の英文開示義務化を背景に、株主総会資料を中心的な題材として英文開示の実務対応の進め方や実際の翻訳作業の流れ、その留意点等を解説する手引書として取りまとめたもの。英文開示のタイミングは日英同時開示を前提とし、より円滑な英文開示のためにはプレインランゲージの活用が望まれることも提案している。 https://www.kabukon.tokyo/data/data/suggestion_2025_01.pdf
2025年11月11日	ケース・スタディ委員会「グループ・ガバナンスと監査役等の監査について」	監査役協会	監査役等はグループ・ガバナンスの構築と運用の状況に留意し、グループ全体での監査の実効性を向上していく必要があるとして、会員企業へのアンケートを行い、現在のグループ・ガバナンスと監査役等の監査の実態を把握し、今後のグループ監査活動の取組みに関する提言を取りまとめたもの。 https://www.kansa.or.jp/support/library/post-14412/

利上げ論拡大と財政拡張が迫る
日銀の次の判断

日本銀行が11月10日に公表した、10月29日、30日開催分の金融政策決定会合の「主な意見」では、政策正常化に向けた議論が一段と進んだことがうかがえる。複数の政策委員が「次回利上げの条件は整いつつある」と述べ、「タイミングを逃さず実施すべき」との意見も出た。これまで利上げに前向きだったのは一部の委員だったが、今回は賛同する意見が増えた点が特徴である。また、「物価が上がりきる」との認識が広がっている。主な意見で、これほど明確に前向きなトーンが示されたのは異例であり、年内にも政策金利の引上げが検討課題となる可能性が高まつたとみられる。

一方で、今回の文面では、新政策の財政政策への言及が目立つた。複数の委員が「新内閣の経済政策の方向性が不透明で、見通しに織り込めない」と述べ、政府側も「補正予算を伴う総合経済対策を策定」と明記してい

る。財政拡張の動きが強まれば、日銀の金融政策運営に一定の影響を及ぼすうえに、不動産やM&Aを中心とした資金の拡張的な動きに注意が必要との指摘もある。マイナス実質金利の長期化が資産価格に及ぼす影響を警戒する姿勢がうかがえる。

現時点では急激な利上げ回避する見方が主流だが、経済・物価情勢次第では段階的な調整が現実味を帯びつつある。今回

の主な意見は、金融緩和の維持を基本としつつも、金利・量の両面から正常化へ向けた道筋を意識した内容である。量的緩和で膨らんだバランスシートをどう縮小させるか、また財政政策との整合性をいかに確保するかが今後の焦点だ。

市場では追加利上げ観測が強まり、長期金利の上昇や円高方

向への振れ戻しも意識され始めている。日銀としては、国債市

場の流動性を確保しつつ、金融市場との対話を慎重に進め、緩和から正常化への過程を市場の

混乱なく実現できるかが問われる局面に入ったといえる。

要警戒ゾーンに入った日経平均

日経平均5万円は今年の年初来上昇率が約25%になることを意味する。これは日経平均が2023年以来で最高の上昇率である。特に高市首相が誕生した10月は1カ月で約16%も上昇した。高市内閣の積極財政の姿勢を評価した「高市トレード」が盛り上がったと評されるが、投資家動向をみると、海外投資家の買越しが圧倒的である。

海外投資家は日本企業の経営改革（ROE向上など）の進展を評価して、投資を積極化させたといわれる。株高の原因はここにあるのではないか。また、トランプ関税の影響が懸念されてきた9月中間決算がそれほど悪化していないことからも、経営改革の成果がうかがわれる。

9月中間決算は製造業で対米依存度の高い自動車が2桁の経常利益減少となつたほか、中国

市場との関係が深い企業の経常利益も目立つた。しかし、非製造業はレジャー、エンタメ、IT・ネットなどが好調で、全産業

ベースの収益を下支えした。今年度下期は製造業、非製造業とも経常減益の予想であるが、減益率は1桁にとどまっている。

下期の企業予想は、米国、中国などの景気がトランプ関税の落着きを受け、その影響が大きくなる。企業収益の展望がこのよう

な前提に基づいている。高市政権の積極財政などの政策はほとんど考慮されていないはずであ

る。企業収益の展望がこのようであれば、日経平均5万円は割り高水準だといわざるを得ない。

もう1つの懸念材料は、米国がリードして世界的なブームになっているAI、半導体産業の行方である。日米の他、アジア、ヨーロッパの一部の市場は、株価・株価指数が史上最高値圏に

なっている。半導体株の超高値によつてもたらされており、指数の構造が非常にいびつなっている。もし、

そうしたハイテク株が崩れるともつとも、米国は金融政策の

発動余地があり、極端な株価下落は避けられよう。いずれにせよ、今後の株価動向は十分に警戒して見守る必要がある。